

各所属所長・事務担当者 殿

一般財団法人山梨県教職員互助組合
理事長 武藤 郁夫
[公印省略]

一般財団法人山梨県教職員互助組合貸付規定の一部改正について（通知）

日頃より山梨県教職員互助組合の事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

会員の皆様にご利用いただいております貸付事業ですが、令和5年3月7日開催の評議員会で「一般財団法人山梨県教職員互助組合貸付規定」の一部改正が決議されました。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、貴所属会員に周知の程よろしくお願ひします。

記

- 1 改正事項
貸付種類、限度額、償還回数限度、利率の改正

改正前

	貸付種類	限度額(10万円単位)	償還回数限度	利率(年利)
一般貸付	生活資金貸付	100万円	72回	1.60%
	自動車貸付	300万円	180回	
	教育資金貸付	200万円	60回	
	目的別資金貸付	200万円	120回	
	住宅貸付	1,500万円	360回	

改正後

	貸付種類	限度額(10万円単位)	償還回数限度	利率(年利)
一般貸付	生活資金貸付	300万円	120回	「特例基準割合の率」 0.90% ※R5.4.1より
	自動車貸付	300万円	180回	
	教育資金貸付	300万円	120回	
	住宅貸付	1,500万円	360回	

※利率は「特例基準割合の率」とし、令和5年4月1日からは「0.90%」となり、今後は毎年国が示す「特例基準割合」の率に連動して貸付利率も変更します。なお、改正後の貸付金利率は、新規の貸付金及び既に貸付を受け現在償還中の貸付金についても、これを適用します。

2 施行

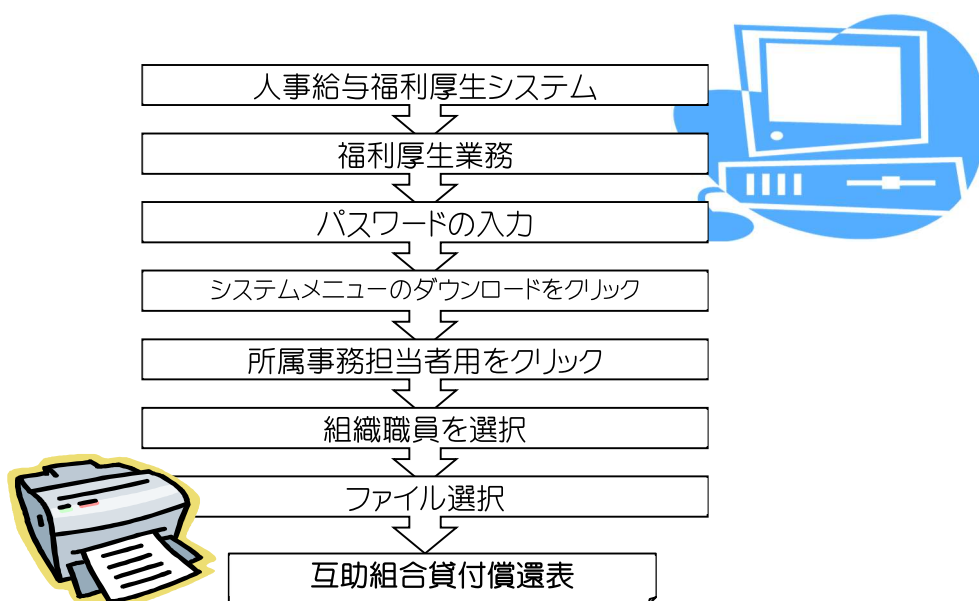
令和5年4月1日（4月の給与控除分から新利率を適用します。）

3 新償還表の配布

適用日の前日における当該貸付金の未償還元金を適用日に貸付け、適用日の前日における当該貸付の未償還回数で償還したものを再計算し、人事給与福利厚生システム（福利厚生業務）により4月中に事務担当者を通して配布する予定です。

事務担当者は、下図のとおり互助組合貸付償還表を選択・ダウンロードし、該当の方へお渡しくださいますようお願いいたします。

貸付金利率が新しくなります！



4 その他

(1) 互助組合では、貸付事業の利用拡大を図るため、低金利と高い利便性を基本に貸付制度の見直しを行いました。そこで、

①お手数をおかけしますが、添付資料「互助組合貸付事業のご案内」について回覧・掲示等でお知らせ下さい。

②貸付事故等が発生した場合において未償還があるときには、該当会員の退職手当金、及び互助組合より支給される給付金「退職生業資金」等から相殺させていただきます。他の会員の皆様にも影響を与えることとなりますので、資金の借入の際は、慎重かつ計画的にお願いします。

(2) 新規貸付制度は、貸付事由・償還方法・貸付書類等が一部変更しました。ご利用の際は、ホームページ（令和5年4月1日掲載予定）でご確認いただくか、お電話等でお気軽にお問い合わせください

お問合せ先

貸付担当 055-222-2613

互助組合貸付事業のご案内

貸付利率が大幅に引き下げられます

互助組合では、皆さまのかねてからのご要望にお応えして、低金利と高い利便性を基本に貸付制度の見直しを行いました。これにより、貸付利率は「特例基準割合の率」とし、令和5年4月1日から下記の率が適用となり、新規貸付申込はもちろん、既に貸付を受けているものについても適用されます。

医療、結婚、自動車の購入、お子様の進学、住宅の購入やリフォームなど臨時に資金が必要になったときは、ご検討ください。

令和5年3月まで
年 1.60%



令和5年4月から
年 0.90%

目的に応じた貸付けをご用意

貸付種類	貸付事由	限度額 (10万円単位)	償還回数	
一般貸付	生活資金貸付	臨時に生活資金を必要とする場合	300万円	120回以内
	自動車貸付	自己の用に供するため自動車を購入する場合	300万円	180回以内
	教育資金貸付	扶養する子が大学、高等専門学校等に入学又は修学するために資金を必要とする場合	300万円	120回以内
住宅貸付	自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入又は住宅の敷地の購入若しくは造成をするために資金を必要とする場合	1,500万円	360回以内	

※利率変更に伴う既貸付金の詳しい償還表については、令和5年4

月中に事務担当者をとおして配布しますので、ご確認ください。

※目的別資金貸付は生活資金貸付と一緒に、限度額・償還回数・利便性も大きくなり、利用しやすくなりました。

※ご利用の際には、[ホームページ](#)（令和5年4月1日掲載予定）で
ご確認ください。か、お電話等でお気軽にお問い合わせください。



【お問合せ先】 一般財団法人山梨県教職員互助組合 貸付担当
TEL 055-222-2613